

評論 2006年の北海道経済

12月●「道州制特区法案」成立

岩崎 徹

2006年5月、北海道を特区とする「道州制特別区域における広域行政推進に関する法律案」が国会に上程された。当初、開会中の164国会での成立をめざしたが継続審議となり、12月の165国会で成立した。しかし、道州制推進の「基本方針」を策定するのも、具体的な中味の議論や実現プロセスについてもこれから課題となる。

首相の諮問機関である第28次地方制度調査会（以下、地制調）は、06年2月「道州制の導入が適当」とする答申を小泉首相に提出した。第27次地制調が「導入について検討する必要がある」から踏み込んで、国として道州制の導入を本格的に打ち出したのである。答申は、「広域自治体改革を都道府県制度への対応にとどまらず、国の形の見直しに係わるものとして位置づけ」「国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては広く地方公共団体が担うことなどを基本とする」としている。

道州制の具体化として「現在の都道府県に代えて道または州を置き」「地方公共団体は、道州および市町村の二層制」とし、「道州制の長及び議会は直接選挙による」と現行憲法の枠内による改革をしている。さらに、答申では、全国を9ないし13の道州に分ける三つの具体的区割り案も示している。

また、道州制への移行方法として「全国において同時に使う」としながら、「関係都道府県と国の協議が整った時には、先行して道州に移行できる」として、明らかに北海道を想定した「先行実施」の規定も設けていた。

今や、国の最高政策決定機関と化した経済財政諮問会議の下に設けられた「21世紀ビジョン」に関する専門調査会は、05年4月に報告書を提出し、2030年を目指した日本の姿を明らかにした。この中で「地域主権を確立する」項では「国と地方の関係を見直し、道州制を実現する」ことを明記し、「基礎自治体は30万人規模の地域を前提とする」としている。これは、道州制を国の公式の方針としたものであり、基礎自治体の30万人規模は、日本経団連の「奥田ビジョン」で提起した基礎自治体の人口数と符号する。これらを受けて、いわゆる「骨太方針2006」には、「道州制導入の検討を促進する」とが明記された。

道州制導入には、全国知事会などでも活発な議論がたたかわされた。06年7月の全国知事会では、道州制問題が大きな議論となり、道州制導入の推進の立場が、「まとめ案」（33知事）となつたが、同時に、「道州制は国と地方を通じた行政システムをどうするか」という問題。地制調で議論しても意味はない（兵庫県井戸知事）、「地方自治の主役の住民の支えがないまま規模をやたらに拡大するのは自治の否定になる」（鳥取県片山知事）という疑問や反対の声が出されている。橋本大二郎高知県知事も「国が地方を支配しやすくするために出てきている」（時事通信）と批判した。

北海道は、堀前知事時代から「既に地理的には道州制の形態を備えている」として「分権型社会のモデル」としての道州制の検討が行われてきた。これが、大きく変質することになった

評論 2006 年の北海道経済

のは、2003 年 8 月の小泉首相の「北海道道州制特区」提案であった。道州制は、今や、地方自治・財政改革、市町村合併第二幕の一環として位置づけられている。さらに、北海道の高橋知事も、小泉改革に歩調を合わせ、市町村合併の遅れの挽回を道州制によって北海道行革の梃子として位置づけるようになった。

成立した法案は、その目的に「地方分権の促進及び行政の効率化」をあげている。道州制特区を設定できる地域として、当初言っていた北海道だけでなく、「三以上の都府県を含む区域」も対象とされ、その名称も当初考えられていた「北海道道州制特区推進法案」から北海道が消えた。「特区法案」の中身を見ても、委譲される権限は少なく、北海道の負担は重くなり、自治の空洞化が目立つものになっている。

最も議論になっていた権限委譲等については、当面 8 つの事業が対象とされた。それは一般事務として①調理師養成施設の指定、②危険獣銃法（麻酔薬）許可、③商工会議所監督の一部、④公費負担医療の国開設病院の指定の 4 つである。また、北海道のみに委譲される 4 つの開発公共事業（直轄砂防事業、民有林の直轄治山事業、開発道路事業、二級河川直轄事業）である。これらの事業は通常行われる権限委譲や

歴史的使命の終わったものばかりである。逆に、事業補助率の上乗せの「北海道特例」（特定道路負担率の都府県 5 割、北海道 2 割）は縮小、やがて廃止となり、「三桁国道の管理」と引き換えに開発局職員の道への受入れが問題となろう。

道州制特区推進法案をめぐって北海道内では、法案が提出されてから総じて冷ややかになっている。市町村合併や権限委譲に反発を強めている道内市町村からは厳しい意見が出されてきた「国の財政再建の一環として利用しているのではないか」（北良治奈井江町長）、「委譲される 8 項目は市町村の住民に何のメリットもない。どんな北海道をつくるのか。市町村と道が対等に議論しないから市町村の認識もない」（高橋正夫本別町長）と厳しく批判している（毎日）。

経済界も、道州制や道州制特区には、「総論賛成」という態度であるが、特区推進法案が、北海道特例廃止や開発局のリストラに結びつくことには警戒感が強く、開発局や特例の存続を求める意見が強い。

道州制、市町村合併問題を含め、北海道は「地方自治改革」の先頭ランナーに立たされている。その意味で、今、道州制、基礎自治体のあり方、地方財政のあり方等、北海道の地方自治のあり方が問われている。